

⑤	ジメチルー（ジエチルアミド－１－クロルク ロトニル）－ホスフェイトを含有する製剤	ホスファミドンを含む する製剤	13171-21-6			1 の (32) と同じ	☐
⑥	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェ イトを含有する製剤	メチルパラチオンを含 有する製剤	298-00-0			1 の (33) と同じ	☐
⑦	テトラエチルピロホスフェイトを含有する 製剤	TEPP を含有する製 剤	107-49-3			2 の (2) と同じ	☐
⑧	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有す る製剤		144-49-0				☐
⑨	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤	フルオロアセトアミド を含有する製剤	640-19-7			1 の (19) と同じ	☐
⑩	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含 有する製剤		20859-73-8				☐
4 輸出貿易管理令別表第 2 の 35 の 3 項 (5) に掲げる貨物であって、次の (1)、(2) 若しくは (4) から (6) までに掲げる物をその重量の 1 パーセントを 超えて含有し、又は (3) に掲げる物をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物							
(1)	ベンジジン及びその塩	4, 4' -ジアミノビフ フェニル	92-87-5				☐
(2)	4 -アミノジフェニル及びその塩	4 -アミノビフェニル	92-67-1				☐